

江守情報

育休前の手取り維持

国給付金に独自上乘せ

システム開発などの江守情報(本社福井市順化1丁目、山本昇社長)は、育児休業中の従業員に対し子どもが1歳になるまでの期間、国の育児休業(育休)給付金に給与を上乗せして支払い、休業前の手取り額と同水準を受け取ることができる制度を導入した。

前の給与の67%が支給され、所得税や社会保険料が免除になるため、手取り収入の約8割が得られる。181日目以降は給与の50%が支給される。

同社は、国の給付金に加えて同13〜30%程度を会社が支給することで、休業前の手取り額と同水準となるようにした。同社によると県内で同様の制度を設

けている企業は珍しいという。

同社の「仕事と育児・介護などの両立支援」施策の一環。10月1日の「産後パパ育休」施行に合わせ、性別に関わらず育休の取得促進を図ろうと、同日から同社グループ5社で導入している。

江守情報の担当者は「IT業界は人材の取り合いが起きている。働きやすい職場環境の整備や処遇向上に力を入れて人材確保に努めていきたい」と話している。

(山川龍平)